令和８年第１回美祢市議会定例会会議録（その５）

令和８年３月19日（木曜日）

１　出席議員

１番	三　善　庸　平	２番	竹　下　　駿
３番	井　上　　敬	４番	石　井　和　幸
５番	山　下　安　憲	６番	末　永　義　美
７番	藤　井　敏　通	８番	戎　屋　昭　彦
９番	杉　山　武　志	10番	秋　枝　秀　稔
11番	岡　山　　隆	12番	三　好　睦　子
13番	山　中　佳　子	14番	竹　岡　昌　治
15番	村　田　弘　司	16番	荒　山　光　広

２　欠席議員　　な　し

３　出席した事務局職員

議会事務局長	岡　﨑　基　代	議会事務局議事調査班長	寺　埜　真　輔
議会事務局庶務班長	中　島　高　輝		

４　説明のため出席した者の職氏名

市　　長	篠　田　洋　司	副　市　長	志　賀　雅　彦
教　育　長	南　　順　子	病院事業管理者	清　水　良　一
代表監査委員	重　村　暢　之	デジタル推進部長	古　屋　敦　子
総務企画部長	佐々木　昭　治	市民福祉部長	佐々木　靖　司
建設農林部長	市　村　祥　二	観光商工部長	河　村　充　展
総務企画部理事	梶　山　英　樹	地方創生監	佃　　侑　祐
会計管理者	中　嶋　一　彦	教育委員会事務局長	千々松　雅　幸
上下水道局長	早　田　　忍	消　防　長	中　野　秀　爾
総務企画部次長	落　合　浩　志	建設農林次長	中　村　壽　志
総務企画部総務課長	柳　瀬　勝　美	総務企画部行政経営課長	山　田　豊　正
建設農林部農林課長	岩　﨑　敏　行	上下水道局管理業務課長	長　田　直　美
病院事業局経営企画室長	別　府　泰　孝		

５　付議事件

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　議案第４号　令和７年度美祢市一般会計補正予算（第11号）

日程第３　議案第５号　令和７年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第４　議案第６号　令和７年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）

日程第５　議案第７号　令和７年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第６　議案第８号　令和７年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

日程第７　議案第９号　令和７年度美祢市下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第８　議案第10号　令和７年度美祢市病院等事業会計補正予算（第3号）

日程第９　議案第11号　令和７年度美祢市観光事業会計補正予算（第1号）

日程第10　議案第21号　美祢市行政手続条例の一部改正について

日程第11　議案第22号　督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第12　議案第23号　美祢市児童公園及び児童遊園の設置及び管理に関する条の一部改正について

日程第13　議案第24号　美祢市敬老祝金支給条例の一部改正について

日程第14　議案第25号　美祢市手話言語条例の制定について

日程第15　議案第26号　美祢市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第16　議案第27号　美祢市建築協定条例の一部改正について

日程第17　議案第28号　美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正について

日程第18　議案第29号　美祢市火災予防条例の一部改正について

日程第19　議案第30号　美祢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

日程第20　議案第12号　令和８年度美祢市一般会計予算

日程第21　議案第13号　令和８年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算

日程第22　議案第14号　令和８年度美祢市環境衛生事業特別会計予算

日程第23　議案第15号　令和８年度美祢市介護保険事業特別会計予算

日程第24　議案第16号　令和８年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第25　議案第17号　令和８年度美祢市水道事業会計予算

日程第26　議案第18号　令和８年度美祢市下水道事業会計予算

日程第27　議案第19号　令和８年度美祢市病院等事業会計予算

日程第28　議案第20号　令和８年度美祢市観光事業会計予算

日程第29　議案第31号　美祢市過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第30　議案第32号　普通財産の貸付けについて

日程第31　議案第33号　美祢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

日程第32　議案第34号　美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定について

日程第33　中心市街地等再編調査特別委員会の中間報告について

日程第34　議員派遣について

日程第35　議案第38号　令和７年度美祢市一般会計補正予算（第12号）

日程第36　議案第39号　令和７年度美祢市下水道事業会計補正予算（第3号）

６　会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（荒山光広君）　おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡﨑事務局長。

○議会事務局長（岡﨑基代君）　報告します。

本日、配付しているものは、議事日程表（第５号）及び議員派遣一覧の２件です。

報告を終わります。

○議長（荒山光広君）　本日の議事日程は、配付している日程表のとおりでありますので、協力願います。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、三善庸平議員、竹下駿議員を指名します。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。篠田市長。

〔市長　篠田洋司君　　登壇〕

○市長（篠田洋司君）　議長のお許しをいただきましたので、２件の御報告をいたします。

初めに、Mine秋吉台アクティビティセンターの営業開始について御報告いたします。

美祢市観光協会が山口県観光連盟の補助事業を活用し、令和６年度から秋吉台と秋芳洞をつなぐアクティビティ拠点を核とした、本市ならではのアウトドアツーリズム創出事業として着手しておりました「Mine秋吉台アクティビティセンター」、通称カルストゲートの整備が完了し、３月28日から営業開始となります。

Mine秋吉台アクティビティセンターは、秋吉台バス停留所を改修し、１階にレンタル・物販スペース及びインフォメーションコーナーを、また、２階にはアクティビティ体験者等が利用するためのシャワールーム、更衣室、ロッカールームなどを備えております。

今後は、秋吉台地域のアウトドアツーリズムのワンストップ窓口となり、秋芳洞未公開エリアケイビングツアーや秋吉台Ｅバイクツアーを主力商品として、各種ツアーやアクティビティ関連商品、オリジナルグッズの販売及びレンタル事業を行うとともに、カルスターや秋吉台家族旅行村と連携したツアー販売など本市アウトドアツーリズムの核として、その役割を担う事業を実施していくこととされておりま

す。

今年は、４月に予定されているMine秋吉台ジオパークのユネスコ世界ジオパーク認定や、10月から12月にかけて開催される山口デスティネーションキャンペーンなど注目度の高い事業が行われ、本市の観光事業において、新たな事業展開を推進する上で大事な年となります。

引き続き、本市の宝であります秋吉台・秋芳洞など観光資源の保全と活用を両立しながら、山口県、山口県観光連盟及び関係機関と連携したプロモーションを積極的に行い、一層の観光交流人口と観光消費額の拡大に努め、持続可能な観光地域づくりにつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、４月以降のMine秋吉台ジオパークに関連する行事について御報告いたします。

まず、日本時間の４月23日夕方頃に、パリのユネスコ本部で開かれる会議において、新規ユネスコ世界ジオパーク申請地域の認定の可否が議案として審議されます。

この議案が可決されますと、Mine秋吉台ジオパークは、正式に日本で11番目のユネスコ世界ジオパークとなります。

国際的に価値のある地質地形遺産を有し、それらを守り、学び、地域に活かしてきた市民の皆様の活動が高く評価され、認定されるものと確信しております。

Mine秋吉台ジオパーク推進協議会では、この会議をオンラインで視聴するパブリックビューイングを行います。会場は、市役所本館３階のこちらの議場と301・302会議室を予定しております。ぜひ、認定の瞬間を皆様と共に迎えたいと考えております。

翌日の４月24日には、市民向け記念ジオツアーを実施いたします。

Mine秋吉台ジオパークの地質地形の特徴を象徴する「白、黒、赤」の３色をテーマに、白は石灰岩が広がる秋吉台エリア、黒は無煙炭を産出した大嶺炭田エリア、赤は長登銅山跡エリアを巡るツアーでございます。

それぞれのエリアで、地質地形が持つ国際的な価値に加え大地と人々の暮らし、歴史文化との深い関係を認定ジオガイドが分かりやすく解説いたします。

私たち自身が住む地域の価値を再発見できる絶好の機会でありますので、多くの皆様に御参加いただきたいと思っております。

さらに、翌日の４月25日には、Mine秋吉台ジオパークの拠点施設でありますカル

スター及び周辺で、認定を記念したイベントを開催する予定としております。

ジオパークの活動を通して、私たちは、自分たちが住む地域の持つ世界的な価値や本市ならではの文化を再認識することができます。それが、市民の皆様の誇りや愛着の醸成につながっていくものと考えております。

ユネスコ世界ジオパークは、本市の地質地形遺産、自然遺産、文化遺産を守りながら世界とつながり、さらには地球規模の課題解決にも貢献できるすばらしいプログラムであります。

今後、ますます国際化が進む中、市民の皆様、とりわけ本市の将来を担う子どもたちが世界とつながり、世界的な視点で思考する機会を創出するとともに、本市のすばらしさを世界中に発信してまいりたいと考えております。

併せて、本市の未来と子どもたちのために、「地球に寄り添い、人とつながり、未来のあり方を考え行動する社会」の実現を目指し、これからも力強くジオパーク活動を推進してまいります。

以上、報告を終わります。

〔市長　篠田洋司君　自席に着く〕

○議長（荒山光広君）　日程第２、議案第４号から日程第32、議案第34号を会議規則第35条の規定により一括議題とします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長　山中佳子君　登壇〕

○総務企業委員長（山中佳子君）　ただいまより、去る３月10日に開催した総務企業委員会の委員長報告を行います。

まず、議案の審査結果から報告します。

さきの本会議において、本委員会に付託された議案16件について、委員全員出席のもと慎重に審査したところ、全員異議なく全会一致で可決しております。

なお、審査過程において、委員より質疑がありましたので、その主なものについて報告します。

まず、議案第19号令和８年度美祢市病院等事業会計予算について報告します。

初めに、執行部より、美祢市病院経営強化プランの行動計画の概要について説明がありました。

続いて、委員より、外来患者数が市立病院18.3人、美東病院11.9人伸びているが、

どういう見込みによるものかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、令和８年４月より、呼吸器内科の常勤医が山口大学より派遣される予定です。また、総合診療医の増員も見込まれることから、在宅医療のみならず、内科としての初期診療に当たることも考えられることから、見込みを算出しましたとの答弁がありました。

次に、議案第20号令和８年度美祢市観光事業会計予算について報告します。

委員より、観光振興費４億7,200万円の内容についてお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、主に補助金です。DMOを中心とした観光地域づくりに対する補助金や今進めていますアウトドアツーリズムに係る補助金、また、旧秋芳ロイヤルホテルへの誘致補助金２億円がありますとの答弁がありました。

また、そのほかの議案についても委員より質疑等ありましたが、ここでは割愛します。

以上をもちまして、総務企業委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申出ておりますので、申し添えます。

〔総務企業委員長　山中佳子君　発言席に着く〕

○議長（荒山光広君）　総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

〔総務企業委員長　山中佳子君　自席に着く〕

○議長（荒山光広君）　続いて、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長　末永義美君　登壇〕

○教育民生委員長（末永義美君）　ただいまより、去る３月11日に開催した教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から報告します。

さきの本会議において、本委員会に付託された議案13件について、委員全員出席のもと慎重に審査したところ、議案第５号、議案第７号、議案第８号、議案第23号、議案第25号、議案第27号、議案第33号及び議案第34号の８件については、全員異議なく全会一致にて可決、議案第13号、議案第15号、議案第16号、議案第24号及び議案第26号の５件については賛成多数で可決しております。

なお、審査過程において、委員より質疑がありましたので、その主なものについ

て報告します。

まず、議案第５号令和７年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について報告します。

委員より、出産育児一時金の給付を受ける――受け取るためにはどうすればいいのかをお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、被保険者と医療機関の間で契約をし、保険者から医療機関へ直接支払うようになっています。また、産科医療補償制度に加入されている場合は、出産費用が50万円未満の場合、その差額が被保険者に支払われますとの答弁がありました。

続いて、また、委員より、早産や流産の場合、申請期限はどうなっているのかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、給付を受けられる期間は２年となっておりますとの答弁がありました。

次に、議案第24号美祢市敬老祝金支給条例の一部改正について報告します。

委員より、80歳での敬老祝支給をどうして撤廃したのか、その理由についてお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、高齢者の年齢到達による一律の個別支給ではなく、広く高齢者を支える施策に予算を配分するためですとの答弁がありました。

また、そのほかの質疑についても委員より質疑等がありましたが、ここでは割愛を申し上げます。

以上をもちまして、教育民生委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申出ておりますので、ここに申し添えます。

〔教育民生委員長　末永義美君　発言席に着く〕

○議長（荒山光広君）　教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

〔教育民生委員長　末永義美君　自席に着く〕

○議長（荒山光広君）　続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長　戎屋昭彦君　登壇〕

○予算決算委員長（戎屋昭彦君）　ただいまより、去る３月６日、９日に開催した予算決算委員会の委員長報告を行います。

まず、議案の審査結果から報告します。

さきの本会議において、本委員会に付託された議案２件について、委員全員出席のもと慎重に審査したところ、議案第４号令和７年度美祢市一般会計補正予算（第11号）は、全員異議なく原案のとおり可決しております。

また、議案第12号令和８年度美祢市一般会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑について報告します。

まず、議案第４号令和７年度美祢市一般会計補正予算（第11号）について報告します。

委員より、児童クラブが１か所休所になっているが、児童に影響はないのかをお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、美東小学校が開校する際に、協議の結果、綾木児童クラブは休所しました。美東地域まちづくりセンター内の美東児童クラブは、美東小学校の低学年全員を受け入れる広さがあるため、現在、美東児童クラブに通われていますとの答弁がありました。

また、委員より、児童扶養手当について、当初見込みより、対象者の方が市外に出られたことが減額理由なのかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、算定した時点の受給者数を令和７年度当初予算として見込んでいましたが、前年度の所得により児童扶養手当の対象とならなかった。また、結婚や転出などにより、資格喪失されたことが主な原因と考えますとの答弁がありました。

また、委員より、令和７年度退職者が合計６名となると、市の行政運営に支障をきたし市民サービスが低下しないよう、どのように対応を取られているかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、以前と比較して、人材の流動化が起きている状況にあります。職場として、選ばれる職場、魅力ある職場になるよう努めていきます。

また、職員採用について、年間を通じて、社会人枠、UJターンの採用も行い、採用活動を工夫していますとの答弁がありました。

本議案については、このほかにも委員より質疑等がありましたが、ここでは割愛します。

続いて、議案第12号令和８年度美祢市一般会計予算について報告します。

議案の審査過程において、委員より多くの質疑等がなされましたが、３月９日、市長出席のもと総括質疑を行っておりますので、その内容について、主なものを報告します。

委員より、Mine秋吉台ジオパークが世界ジオパーク認定の見込みを踏まえ、美祢市の魅力をさらに発信し、地域経済への効果が波及するように進めて、稼ぐ力につなげていくのかお尋ねするとの質疑に対し、市長より、Mine秋吉台ジオパークを積極的に売り出し、経済活動と密接に結びつけ、観光、自然環境及び景観を保全しながら価値を高めていくところに力を置き、活用の循環型まちプロジェクトという形で示していますとの答弁がありました。

また、委員より、Mine秋吉台ジオパークにより観光事業等の裾野を広げ、収益を上げるために、もれる穴をどのようにして防ぐのかお尋ねするとの質疑に対し、市長より、未来交付金が活用できるのであれば、市内の環境整備も併せて事業に盛り込み――盛り込むことで、地元への委託等で直接効果も出てきます。また、イベントへのノベルティ、パンフレット、消耗品関係の市内調達、市内宿泊及びお土産の購入等の仕組みをつくり、事業を実施していきたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、Mine秋吉台ジオパークが世界ジオパークに認定された場合、教育にどのように活かしていくのかお尋ねするとの質疑に対し、市長より、ジオ学習は継続していきますが、アジアジオパークネットワークを活用した国際会議・アジア会議への子どもたちの派遣と国際交流・国際理解を深める教育活動を新たに開始いたしますとの答弁がありました。

本議案については、このほかにも委員より質疑、意見がありましたが、ここでは割愛します。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申出ておりますので申し添えます。

〔予算決算委員長　戎屋昭彦君　発言席に着く〕

○議長（荒山光広君）　予算決算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長　戎屋昭彦君　自席に着く〕

○議長（荒山光広君）　以上で、常任委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいまの総務企業委員長、教育民生委員長、予算決算委員長か

らの申出のとおり、委員会の所管事項について、閉会中も調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項については、閉会中も調査することに決しました。

続いて、議案の討論、採決に入ります。

日程第２、議案第４号令和７年度美祢市一般会計補正予算（第11号）の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第４号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第５号令和７年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第５号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第６号令和７年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第３号）の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第６号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第７号令和７年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第７号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第８号令和７年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第８号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第９号令和７年度美祢市下水道事業会計補正予算（第２号）の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第９号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第10号令和７年度美祢市病院等事業会計補正予算（第３号）の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第９、議案第11号令和７年度美祢市観光事業会計補正予算（第１号）の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第21号美祢市行政手続条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第22号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　これについて、意見を述べさせていただきます。

この議案は、地方税の納付書にQRコードが付いていて、納付期限後の納付でも、100円の手数料を払わなくてもよいことになったものです。

この議案に賛成ですが、現在は、期限を――納付期限を過ぎるとコンビニで支払うことができません。時間内に市の窓口にはなかなか行けません。土日・祝祭日も休みです。コンビニで払うことができるよう期限――納付期限を延長していただきたいのです。納付期限を延長している自治体もあると聞きます。利便性を図っていただきたいことを申し上げ意見といたします。

○議長（荒山光広君）　その他意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第23号美祢市児童公園及び児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第23号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第24号美祢市敬老祝金支給条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　この議案に反対いたします。

この議案は、80歳の敬老祝金が5,000円だったのがカットされてなくなりました、ゼロ円です。80歳といえば、今まで社会に貢献してこられた年齢です。祝金があってもよいではありませんか。元どおり5,000円の給付――祝金の給付を要望して意

見といたします。

○議長（荒山光広君）　その他意見はありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君）　私は、賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

敬老祝金の削減した分をいろんな介護支援等に持っていこうというお考えだと思うんです。

例えば、伊佐地区の例を挙げますと、伊佐地区社協においてはですね、独自にある年齢に達したら、いわゆる記念品と申しますかそういうものを配布しております。そこで、会長並びに役員さんが出向いて、一々そういうふうにやってます。

私は、このことについては、敬老祝金だけではなくて、地区にお任せしたほうがいいんじゃないかなと思います。

また、その財源は、ぜひ今から起きるであろう、いわゆる少子高齢化ということじゃなくて人口減少、いわゆる少子人口減少時代が来るだろうというふうに思っております。

例えば、令和３年度に１万7,000人ぐらいの方がおられたのが、現在１万5,000人ぐらいの被保険者といいますか、そういう介護の関係の方がいらっしゃいます。事業所も45あったのが35になったとかですね。今から22年までっていったら相当まだあると思いますが、その時期には、１万1,000人ぐらいしかもう被保険者いない時代が来ます。にもかかわらず、認定業者は――認定者は1,900人ということで、今よりは多くなるんです。

そこで、私が少子人口減少時代というふうに思っております。そうした事業所がなくなりますと待機するお年寄りがたくさんいらっしゃると、私は、そちらのほうにむしろ重点的な施策を取るべきだと。したがって、この財源をそちらに回すとおっしゃったんで、賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（荒山光広君）　その他御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます――意見なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君）　挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第25号美祢市手話言語条例の制定についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第25号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第26号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　この議案に反対いたします。

公的医療保険料に――この議案は、公的医療保険料に上乗せ徴収する子ども・子育て支援制度です。

この子ども・子育て支援制度には反対ではありませんが、この財源を――この議案は国保の場合ですが、保険料が１世帯当たり月300円の上乗せになるというものです。

そもそも、子育て支援の財源を庶民に求めること自体が間違いです。国が決めたから仕方がないという意見もありましたが、介護者に負担が重くなるこの議案に反対いたします。財源から見ても、この医療保険に財源を求めるべきではないと意見を述べます。

○議長（荒山光広君）　その他意見はありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君）　反対意見だけで終わりたくないと思います。

先ほども申し上げましたように、少子化というのは、なおまだ進んでまいります。そして、高齢者の数は変わりませんがものすごく、どういったらええか、人口が減っていくという時代に入っております。

したがって、私は少子人口減少下という言葉を使ったんですが、子育ての支援事

業をするために、広く国民からお金を出し合って共助しようという考え方について、私は賛成だと思います。

国が決めたけど云々かんぬんという話がありました。また、後ほどいろんなことがあれば議長に申し上げたいと思います。

民主主義として、一旦国で決まったことを、やっぱり反対意見としては、当時決めるまではあるべきだと思うんですが、決まった以上は、守るのが民主主義の社会だというふうに思っております。

したがって、この財源を国保だけじゃなくて後期高齢者医療、それから健康保険、あらゆる社会の保険に上乗せをしてみんなで助け合おうと、いわゆる少子化対策支援をしていこうということですので、賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（荒山光広君）　その他意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第26号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君）　挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第27号美祢市建築協定条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第27号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第28号美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第28号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第29号美祢市火災予防条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第29号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第30号美祢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第30号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第12号令和８年度美祢市一般会計予算の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　この議案に反対いたします。

意見といたしまして、妊婦や出産、育児、子育て支援のメニューが美祢市では充実しています。乳幼児医療費助成制度、また、子どもの医療費助成制度など所得制

限も撤廃されています。これらは、十分評価できる予算が――予算です――多々ありますが、その中でも学校給食費なんですけれど、小学校は完全無償化になりました。しかし、中学校の給食費は完全無償化になっていません。約3,000万円の予算がなぜ捻出できなかったのだろうかと残念です。中学校の給食費も完全無償化にして、若者、子育て世代を応援するべきです。

補聴器購入助成制度も今回予算に上がっています。既に実施をしている自治体は、県内で４自治体ということで、前進――美祢市は前進です。新年度から美祢市を含め実施する市町もあるとのことでした。

総務費において、税の確定申告の相談会場がしゅくさい――会場の縮小に見られるように、一番の市民サービスが欠けているように思います。

農林費においては、中山間直接支払交付金事業や多面的機能交付金など、荒廃農地の発生予防や農地を守る事業がありますが、この事業が活用できるように、事務作業等積極的な支援が必要です。

次に、秋吉台山焼き事業ですが、犠牲者を絶対に出さないためにも、人的ではなく機械化が必要ではないかと思います。ドローンやラジコンヘリを導入――ドローンやラジコンヘリ等の導入を考えていただきたいのです。国定公園は――秋吉台は国定公園です。国や県の支援も要望するべきです。

市民の暮らしは、物価高騰が止まらず、ますます大変になっています。市民に負担が多くなった予算ですので、この市民生活の防波堤となるべき役割をするべきだと意見を述べます。

○議長（荒山光広君）　三好議員、先ほど補聴器のことを言われましたけども、これは一般会計ではなく、介護保険で予算計上されてますけど削除されますか、この部分。三好議員。

○12番（三好睦子君）　すみません、ちょっと緊張してまして、ちょっと聞こえませんでした。もう一回お願いします。

○議長（荒山光広君）　補聴器の件を言われましたけど、この補聴器については、介護保険で計上されてますけど、一般会計ではないと思いますけども、この部分、修正されますか。三好議員。

○12番（三好睦子君）　すみません、介護特会――介護保険のところで述べます。

○議長（荒山光広君）　それじゃ、修正……。

○12番（三好睦子君）　思いとしてとしては、一般会計のみ――民生費とか衛生費とかで出すべきだと思ったので入れてしまいました。介護保険で、反対意見として述べさせていただきます。

○議長（荒山光広君）　じゃあ修正ということでよろしいですね。

その他意見はありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君）　挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第13号令和８年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　この議案に反対です。３点述べて反対意見とします。

まず１点目は、国保税の負担を軽くするべきです。

国保加入者は、自営業、農業、非正規雇用、年金受給者など収入の不安定な加入者が――です。重くのしかかります。基金に――国保の会計の基金には５億6,000万――約５億6,000万の――があります。この一部を使って、加入者の負担を軽くするべきです。

２点目として、国保だけにある18歳までの子どもにかかる保険税をなくすることです。

３点目は、子ども子育て支援金が医療保険に求めるべきではないと、この３点を求めて意見といたします。

○議長（荒山光広君）　その他意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君）　挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第14号令和８年度美祢市環境衛生事業特別会計予算の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第15号令和８年度美祢市介護保険事業特別会計予算の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　この議案に反対いたします。

補聴器購入助成制度がこの中に――介護保険特会の中に含まれています。

これは１人につき３万円で17件とわずか51万円ですが、助成制度の活用が増えていくことも考えられます。介護保険特会から出すのでは――出すべきものではないと考えます。これは、明らかに民生費で対応するべきものと考えます。

既に予算化されている近隣の下関、山陽小野田でも民生費で予算が組まれているということです。美祢市も民生費か衛生費で歳出するべきだと意見を述べます。

○議長（荒山光広君）　その他意見はありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君）　多分ですね、私、賛成の立場からお話を申し上げたいと思うんですが、介護保険法でいわゆる処置費っていいますか、そうしたものともう１つですね、介護保険法で大事な柱の２本目は介護予防なんです。いわゆる要介護状態にならないように予防するということが介護保険の法律のもともとの考え方なんです。

美祢市も計画書、これにも書かれておると思います。そこで初めて認知症という言葉が入っております。

これ、私事ですが、家内がアルツハイマー型の認知症になっております。で、実は補聴器を買うて与えたんですが、５年前に与えたんですが嫌がってやりません。

したがって、耳が聞こえない難聴の状態になったまんまになってですね、ついにアルツハイマー型の――アルツハイマーの認知症という判定を受けました。私の友人にもそうした方が１人おられるんです。したがって、介護計画の中にも大きく２つの柱、その１つが介護予防なんです。

認知症になるのはですね、いわゆる耳が聞こえないからコミュニケーションをやらない、そうしたら脳の働きがだんだん低下してくると。こうしたものの中で、恐らく今反対意見を申された方は、そうした介護法、それから介護保険計画を御覧になってないのか、失念されておられるのか、どっちかと思います。私は、適当に――適切に支出が含まれているということで賛成したいと思います。

以上です。

○議長（荒山光広君）　その他意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君）　挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第16号令和８年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　この議案に反対いたします。

この議案では、１人当たり１か月――子ども・子育て支援金がこの医療――後期高齢者医療保険にもかかってきております。この医療――この子育ての負担――負担金が１人当たり１か月で200円が上乗せになっています。

負担金は加入する保険で異なるため、収入の少ない人が多い人より負担が増えることが起こります。75歳以上の後期高齢者は、現在の保険料に対する負担増額の比率が高く、逆進性が強くなります。

子育て市税の費用は、本来国が責任を持って――持つべきものであり、暮らしを壊しかねないこの医療費に係る負担増に反対いたします。

○議長（荒山光広君）　その他意見はありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君）　皆さんもちょっと賛成意見言うてくださいよ。私１人でやらせる気ですか。

今、三好議員がおっしゃったんですが、先ほども申し上げたようにですね、少子、そして人口減少化時代がもうやがて来うというときにですね、みんなで助け合おうということに対して国の責任においてとおっしゃったんですが、国も税を取らないと財源ないんですよね。だから財源を無視した発言は私はおかしいなと思うんです。

そこでですね、美祢市議会の基本条例８条、８条の中に、議会審議における論点情報の形成ということで何項目か上がってます。

で、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて分かりやすい施策別、または事業別の説明を市長から受ける、ということは、それを審議するということだと私は思うんですね。市長から説明を受けるということですから、審議するということだと思うんですよ。だから、制度の問題じゃなくして、私はやはりそうした観点から十分に議論はされたと思うんですね。

実は、教育福祉委員会のビデオを見させていただきました。その中で、何回かおっしゃってました。ですが、私はおかしいなというふうに思ってます。議長にちょっとお尋ねしたいと思います。民主主義の原則は何なんでしょうか。

確かにね、かつて私が三好議員の発言に対して反対は認めるが、反対の議論については――意見については認めませんって言ったことがあるんです。それを含めて、私はまだ会議規則あるわけなんですが、その辺も含めて民主主義とは何なのか、この検証をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（荒山光広君）　今、民主主義とは何かということなんですが、少数・多数いろいろありますけども、意見を聞いて十分に議論した上で物事を決定していく、その決定されたことについては、みんなで進めていくということだろうと思います。その議論の中で、いろんな意見を十分に闘わせていただいて、最終的に決まったことについては、みんなで進めていくということが民主主義じゃないかと思っております。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君）　ありがとうございました。適切な御答弁だと思うんですね。

私もかつて、消防署の位置について反対したことがあるんです。ですが、民主主義で多数決で決まった以上は、私はそれ以来何も申し上げておりません。しかも、

お祝いの言葉までさせられましたが。それでも決めたことは、やっぱり守っていくということならばですね、国が少子化の支援をどのようにするかという中で、介護――高齢者の医療保険にも付加しようと、あるいは社会保険に全てを付加しようということで決まったと。国のほうで決めたというならば、やはりそれを守って議論をすべきだと私は思います。それができんならしようがないけど。

私は、そういう意味でちょっと市長にもお尋ねしました。やはり、国が決めた以上は守りましょうや。そして、それの予算の編成について議論することは、私はやぶさかじゃないとこのように思います。

以上です。

○議長（荒山光広君）　三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　今、討論出た意見を戦うときでしょうか。賛成か反対かの意見を述べるところではありませんか。市長にも今意見を求められましたけど、こういう場でも市長に意見を求められるんでしょうか。

○議長（荒山光広君）　市長やなくて……。

○12番（三好睦子君）　どこまでが……。

○議長（荒山光広君）　すみません。今、市長じゃなくて、ちょっと言い違いされたと思いますが、議長に先ほど求められたと思いますんで、市長でありません。いいですか。

○議長（荒山光広君）　そのほか質疑は――意見はありませんか。岡山議員。

○11番（岡山　隆君）　私もですね、今まで三好議員の意見と長年いろいろ国保についても、介護についても全て捉え方はいつも同じパターンだなと。

それで、私も今竹岡議員が言われたような形で、反対、賛成という立場で意見を述べさせていただきました。

こういったことで、私はいろいろ意見も――賛成意見言おうという形でやってきましたけれども、なかなか三好議員のほうからの改革改善といいますか、そういったところの前向きな姿勢はない。ただ、反対ばっかりで、その辺をいつも苦慮をしております。

そういった面でですね、私も今やってきて、これからもいろいろ同じパターンでいきますから、いろいろ角度を変えながら賛成意見等はやっていきますけれども、どうかその辺を一段前向きな意見でやっていただきたいということをお願い申し上

げるところです。賛成意見とします。

○議長（荒山光広君）　岡山議員、今、議案に対する討論でございますので、少し相手に対する反駁はあまりよろしくないと思いますので。じゃあ賛成ということでよろしいですね。

その他意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（荒山光広君）　挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第17号令和８年度美祢市水道事業会計予算の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第18号令和８年度美祢市下水道事業会計予算の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第19号令和８年度美祢市病院等事業会計予算の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第20号令和８年度美祢市観光事業会計予算の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第31号美祢市過疎地域持続的発展計画の策定についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第31号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第32号普通財産の貸付についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第32号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第33号美祢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第33号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第34号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33、中心市街地等再編調査特別委員会の中間報告についてを議題とします。

この際、特別委員長の報告を求めます。村田委員長。

〔中心市街地等再編調査特別委員長　村田弘司君　登壇〕

○中心市街地等再編調査特別委員長（村田弘司君）　ただいまより、中心市街地等再編調査特別委員会の中間報告を行います。

本特別委員会は、持続可能で強靭な都市構造の再編に向けた調査・研究を目的に、

令和７年３月議会において設置をされました。

現在、分科会において調査・研究を行っておりますが、図書館を核とした複合化施設の整備やBRTによる美祢線の復旧が進む中、今後取り組むべく事項について、本特別委員会に諮り、要望書として取りまとめましたので、その内容について説明をいたします。

大きな１といたしまして、複合化施設等整備に関連する事項としてということで、小項目の（1）です。これが、子育て世代の集客と地域活性化に向けた水辺空間の設置、中身につきまして、今から説明申し上げます。

涼を感じられる水辺空間は、安全に屋外活動を楽しめる貴重なインフラとなることから、複合化施設前の広場に水遊び場を設置することで、来場者層の拡大と長時間の滞在につなげるとともに、周辺施設や商店街――商店等と協働し利用の増加を図る。また、子どもたちの遊びを媒介に、自然発生的に親同士の交流、これをペアレンティング・コミュニティと言いますが、これを促し、地域のつながりを深める。

小項目の（2）といたしまして、さくら公園との一体的な活用、中身を申し上げます。

吉則橋からさくら公園ステージ広場や遊びの広場までの川岸の歩道等について、ユニバーサルデザインを踏まえた整備を行い、一体的・連続性を作り出す。

小項目の（3）です。世界ジオパークの認定を見据えた魅力発信、中身について御説明します。

来福台に設置している大理石の彫刻作品を一部移設し、ジオパークのテーマである「白」のPRを図る。

小項目の（4）です。施設整備に伴い廃止される施設駐車場の代替の検討。

小項目の（5）です。民間活力による効率的で質の高い施設運営の検討、業務の効率化に向けた関連部署の集約。

これから、大きな項目の２を御説明いたします。大きな項目として、美祢線の復旧に関連する事項ということです。

小項目の（1）としまして、駅舎や線路などの有効活用、BRT――中身につきましては、BRTと接続する美祢線――美祢駅と於福駅について、改築を含め交通の要所、観光窓口となるターミナル駅としての機能性、利便性の強化を図る。そして、線路で分断されている地域が一体となるまちづくりに向け、鉄道資産について、譲渡・

無償貸与・技術支援等を求めるとともに、老朽化した陸橋を撤去する。

小項目の（2）といたしまして、市内全域からの交通アクセスの改善、中身といたしまして、複合化施設の利用促進に向けたあんもないと号の増便、大田中央から美祢駅、これは於福経由と伊佐経由があるんですが、これの周回ルートの再編を検討する。

そして、大きな３に移ります。これは、持続可能なまちづくりと負担軽減としてということで、まちづくりの新たなシンボルとなる、先ほど申し上げた上記１、２については、自治体、JR等と一体的に進めるとともに、機能性、利便性はもとより、持続可能性の観点から、将来にわたって大きな負担とならぬよう有効な制度を活用し、費用削減に努め、自治体の負担軽減を図る。

ただいまの内容につきまして、議長に要望書を提出いたしますので、市長への要望について、お取り計らいくださいますようお願いをいたします。

以上で、中心市街地等再編調査特別委員会の中間報告を終わります。

〔中心市街地再編調査特別委員長　村田弘司君　発言席に着く〕

○議長（荒山光広君）　中心市街地等再編調査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　質疑なしと認め、中心市街地等再編調査特別委員会の中間報告を終わります。

〔中心市街地等再編調査特別委員長　村田弘司君　自席に着く〕

○議長（荒山光広君）　日程第34、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第158条の規定により、配付したとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、議員派遣をすることに決しました。

さらにお諮りします。ただいま決定した議員派遣については、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について、議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について、議長に委任いただくことに決しました。

この際、暫時休憩します。

なお、この間に、議会運営委員会の開催をお願いします。

午前11時08分休憩

午後０時10分再開

○議長（荒山光広君）　休憩前に続き、会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡﨑事務局長。

○議会事務局長（岡﨑基代君）　報告します。

本日、送付しているものは、執行部から、議案第38号及び議案第39号の２件です。

ただいま配付したものは、事務局から、議事日程表（第５号の２）の１件です。

報告終わります。

○議長（荒山光広君）　お諮りします。この際、日程第35から日程第36までを日程に追加し議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、日程第35から議案――日程第36までを日程に追加することに決しました。

日程第35及び日程第36を会議規則第35条の規定により一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長　篠田洋司君　登壇〕

○市長（篠田洋司君）　本日、令和８年第１回美祢市議会定例会に追加提出いたしました議案２件について御説明申し上げます。

議案第38号は、令和７年度美祢市一般会計補正予算（第12号）であります。

このたびの補正は、退職手当及び秋吉台山焼き事業における事故検証等に係る必要経費並びに繰越明許費の補正を行うものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費において、本定例会初日に提出いたしました令和７年度美祢市一般会計補正予算（第11号）の編成後に、本年度末で退職の申出のありました職員２名分の退職手当4,031万3,000円を、農林費において、秋吉台山焼き事故の検証等に係る委託

料495万円をそれぞれ追加しております。

事故検証業務の内容につきましては、事故当日の気象及び地理的要因の調査をはじめ関係者への聞き取りや実際の現地確認等を行い、事実把握と事故に至った要因を調査していただく予定としております。

また、現行の「秋吉台山焼き作業安全マニュアル」での実施体制や運営上の問題点、課題等の抽出及び国定公園秋吉台の草原維持の必要性など専門的・客観的な知見を踏まえ、報告いただくことを考えております。

次に、歳入では、一般財源として、財政調整基金繰入金を同額追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,526万3,000円を追加し、総額を186億9,501万1,000円とするものであります。

次に、繰越明許費の補正として、秋吉台山焼き事業を追加しております。

議案第39号は、令和７年度美祢市下水道事業会計補正予算（第３号）であります。

このたびの補正は、浄化センター建設工事等に伴い発生した不用品を処分したことにより、収益的収入において売却益、収益的支出において国庫補助金返還金が生じたことから補正を行うものであります。

これにより、収益的収入では、公共下水道事業収益を316万円追加し、収入総額を８億3,335万7,000円とする一方、収益的支出では、公共下水道事業費用を191万2,000円追加し、支出総額を８億1,869万2,000円とするものであります。

この結果、税抜の収益的収支は、当年度純利益414万4,000円を予定しております。

以上、提出いたしました議案２件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長　篠田洋司君　自席に着く〕

○議長（荒山光広君）　これにて、提案理由の説明を終わります。

日程第35、議案第38号令和７年度美祢市一般会計補正予算（第12号）の質疑を行います。質疑はありませんか。秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君）　このたび退職手当ということで、4,000万円ばかり出ております。また、職員が辞められるということでですね、これ、職員何人と年代ほど教えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（荒山光広君）　佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君）　秋枝議員の御質問にお答えをいたします。

人数は職員２名でございます。

年代につきましては、50代でございます。50代２名ということでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君）　その他質疑はありませんか。藤井議員。

○７番（藤井敏通君）　農林費のほうで、秋吉台の山焼き事故の検証等に関わる委託料495万円を計上されてます。

で、一応専門家によって報告を受けるということですけれども、いつまでに報告を受けるかという、その期限についてはどのように考えられてますか。

○議長（荒山光広君）　市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君）　委託につきましては、令和８年度中を、資料の取りまとめにつきましては予定をしておりますが、中間報告ということで夏前まで、６月ぐらいまでに、一応中間報告ということで取りまとめをいただきまして、令和８年度の山焼きを仮に実施するという結論に至った場合には、それに向けての準備が必要となりますので、夏頃までに中間報告を一度上げていただく。必要に応じまして、今後の装備品等の準備もございますので、随時、報告をいただくように考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君）　いいですか。藤井議員。

○７番（藤井敏通君）　なぜ、いつまでにっていうことで質問したかと言いますと、やはり大事なのは、来年、本当に山焼きをやるかどうかということですよね。私としては、もう山焼きをやるべきだと思うわけです。というのが、山焼きをやれなかった今年、本当に現地に行ったときに、せっかくの景観がかなりもう崩れてたと。

ただ今回、不幸なことにちょっと事故がありましたけれども、やれるということを決断する時期が必ずあるはずですよね。だから、そこまでにちゃんと報告を受けて、最終的に市長ですか――でやるかやらんか決断せんといかんということを考えたときに、どうしてもやっぱり夏――今、農林部長のほうからありましたけど夏までには、中間とは言いましたけど、やはり２月ぐらいに実施するとすれば、逆算するともう12月末ぐらいまでには結論が出てないと、実際にやるとなったときにやれないんじゃないかというのを危惧したもんですから。やはりそこのところの日程は、

しっかり今あらかじめ組んでおいてもらって結論を出していただきたいなということで質問をいたしました。よろしくお願いします。

○議長（荒山光広君）　その他質疑はありませんか。三善庸平議員。

○１番（三善庸平君）　質問させていただきます。

こちらの農林費のほうの495万円という金額なんですけれども、この金額が正直ちょっと私の感覚としては、結構なかなかの金額だなというふうに思っておりまして、もう少し具体的に、どういう内容でどういう金額がかかるのかお伝えできる範囲内でお伺いしていければと思います。

○議長（荒山光広君）　岩﨑農林課長。

○農林課長（岩﨑敏行君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

委託の内容につきましては、現地踏査、当日の気象状況や地理的要因における調査、それから実施体制の調査、関係地区及び周辺地区の現地踏査というところがあります。

あとは、安全――作業安全マニュアルの検証、それから今部長のほうが申しましたように、報告書の作成等があります。

以上です。

○議長（荒山光広君）　いいですか。三善庸平議員。

○１番（三善庸平君）　もう少し具体的に調査――この調査に幾らかかっている、こういうふうにかかっているというようなそういう内訳みたいなのはないということですか。

○議長（荒山光広君）　岩﨑農林課長。

○農林課長（岩﨑敏行君）　具体的な金額につきましては、現地踏査等で約250万、定例の会議等で50万、その他マニュアルの改定、報告書のほうの予算として150万程度を考えたところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君）　いいですか。その他質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第38号は、会議規則第37号第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第38号の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第38号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第39号令和７年度美祢市下水道事業会計補正予算（第３号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第39号は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第39号の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第39号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。これにて、令和８年第１回美祢市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後０時23分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和８年３月19日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃